

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 助成金・給付金

国・県・市が実施する支援一覧 (R2.4.24現在)

		国	県	市		
国民に一律に支給	個人	特別定額給付金(仮称)	給付	10万円/人	4月27日に住民基本台帳に記載されている方 ※市から申請書が届きます	特別定額給付金室 (小諸市役所厚生課内) ☎ 0267-22-1700
休業で家計が維持できない人		緊急小口資金(特例)	貸付	10万円/世帯(上限) ※無利子 ※場合により20万円	休業等により収入の減少があり生計が維持できない方 ※償還期限2年以内	小諸市社会福祉協議会 ☎ 0267-31-5531
失業で家計が維持できない人		総合支援資金(特例)	貸付	単身:15万円(上限) 複数:20万円(上限) ※無利子	収入減少や失業等により日常生活の維持が困難な方 ※貸付期間3か月以内(原則)	小諸市生活就労支援センター「まいさぼ小諸」 (小諸市社会福祉協議会内) ☎ 0267-31-5235
離職等で住宅を失うおそれがある人又は失った人		住居確保給付金	給付	単身:31,800円 複数:38,000円~49,600円 ※支給期間3か月(原則)	離職・廃業から2年以内の方又は、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況の方	小諸市生活就労支援センター「まいさぼ小諸」 (小諸市社会福祉協議会内) ☎ 0267-31-5235
従業員等の休業補償	事業主	雇用調整助成金(日額・特例増額)	給付	1日あたり8,330円/人(上限)	雇用の維持を図るため、休業手当・賃金等に異した費用を助成	ハローワーク佐久 ☎ 0267-62-8609
		小学校休業等対応助成金(労働者雇用向け)	給付	1日あたり8,330円/人(上限)	小学校等休校により保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業主に休職中に支払った賃金相当額を助成	学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎ 0120-60-3999
		小学校休業等対応支援金(親族を連れて個人で仕事をする方向向け)	給付	4,100円/日 (就業できなかった日)	小学校等休校により子どもの世話のため契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする保護者	
融資を受けたい事業主	事業主	無利子・無担保融資(コロナ感染症特別貸付)	融資	中小:3億円(上限) 個人:6千万円(上限) 利子補給:借入後当初3年間 (一定の要件あり) ※無担保	前年又は前々年の同期比5%以上の売上減少	日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505
		新型コロナウイルス対策マル経融資(小規模事業者)	融資	別格1千万円(上限) 利子補給:借入後当初3年間 (一定の要件あり)	前年同期比5%以上の売上減少	
		【検討中】長野県新型コロナウイルス感染症対応資金	融資	3千万円(上限) (設備・運転合計) 利率:年1.3%又は1.6% 利子補給:借入後当初3年間 (一定の要件あり)	【年1.3%の場合】 前年同期比15%以上の売上減少 【年1.6%の場合】 前年同期比5%以上の売上減少	・取引先県内金融機関 ・佐久地域振興局商工観光課 ・小諸商工会議所
		長野県経営健全化支援資金(コロナ感染症対策)	融資	設備:6千万円(上限) 運転:8千万円(上限) 利率:年0.8%	前年同期比15%以上の売上減少 危機関連保証該当	・取引先県内金融機関 ・佐久地域振興局商工観光課
		小諸市新型コロナウイルス感染症対策資金	融資	運転:2千万円(上限) 利率:年0.8% 利子補給:借入後当初2年間(全額)	次のいずれかに該当 ・前年同期比10%以上の売上減少 ・危機関連保証該当 ・セーフティネット保証4号該当	・取引先市内金融機関 ・小諸市商工観光課 ☎ 0267-22-1700
		売上が減少した事業者	事業主	持続化給付金	給付	法人:200万円以内 個人事業主:100万円以内 ※前年1年間の売上からの減少率に上限
持続化補助金(コロナ特別対応型)	補助			100万円(上限) 補助率3分の2 ※複数事業者の共同申請により、上限額変動	経営計画を策定し、販路開拓等の取り組みを支援	小諸商工会議所 ☎ 0267-22-3355
旅館業者への事業継続給付金	給付			10万円※~100万円 ※宿泊定員数に応じて変動 ※前年の事業収入に同じ10万円を下限額設定あり	本年1月~5月のいずれかで前年同月比50%以上の売上減少	小諸市商工観光課 ☎ 0267-22-1700
テイクアウト・出前ができる飲食店支援	支援			テイクアウト・出前可能店一覧チラシを作成・配布		小諸商工会議所 ☎ 0267-22-3355 小諸市商工観光課 ☎ 0267-22-1700
県の休業要請等に 応じた事業者		新型コロナウイルス 拡大防止協力金・支援金	給付	30万円/事業主 (1回限り)	県の休業要請等に応じた事業者 (4/23~5/6)	施設の使用停止(休業)の要請等に係る相談 長野県:☎ 026-235-7945

新型コロナウイルス感染症に伴う 主な支援メニュー 《事業主向け》

2020年5月19日現在

項目	状況	名前	説明	窓口
貸付 (かり)	資金繰りのため融資を受けたい	無利子・無担保融資 (借り換えも可)	コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 (個人事業主は影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応) 繰上置き最大5年	中小企業 金融・給付金相談 窓口0570-783183
貸付 (かり)	資金繰りのため融資を受けたい	マル経融資の金利引き下げ	前年比5%以上売上増減で、融資限度額 原則1000万円 当初3年間金利を0.9%引き下げ	商工会議所・商工会
貸付 (かり)	資金繰りのため融資を受けたい	経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策)	最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が 前年比15%以上減少 金利：年0.6% 限度額：総額6,000万円・運転8,000万円	長野県地域振興局 商工観光課
貸付 (かり)	資金繰りのため融資を受けたい	中小企業融資制度資金 (長野県新型コロナウイルス対応資金)	売上高が前年同期比5%以上減少で限度額3000万円 3年間実質無利子・無担保、5年間元金返済・繰上可	商工会議所・商工会
保証 (かり)	資金繰りのため融資を受けたい	セーフティネット保証4号、5号、 危機関連保証	信用保証付き融資を限度額まで利用中の方に、 与費控を大幅拡充し、保証料・料子を減免(最大ゼロ金利)	取引先の金融機関 市町村担当課
給付 (もらえる)	感染拡大防止のために 仕懸置期間に協力	県市町村連携新型コロナウイルス 拡大防止協力金・支援金	新型コロナ特措法に基づく要請、又は県外から人を呼び込む 観光・宿泊施設等に対する休業等の検討依頼に応じて 休業・時間短縮等(4/24~5/6)を行った事業者が対象 30万円	長野県 相談窓口：026-235-7945
給付 (もらえる)	自前などで業績が悪化 (売上半減)	持続化給付金	2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上が前年比50%減の場合、 年換算した減収額を給付 上限：中小200万円・個人事業主100万円	中小企業 金融・給付金相談 窓口0570-783183
給付 (もらえる)	従業員に休んでもらう場合	雇用調整助成金(コロナ特例)	従業員(非正規も対象)の賃金等を最大9/10まで助成(休業要請等特例は10割) 1人1日 15,000円まで	ハローワーク
給付 (もらえる)	従業員に子どもがいる場合	小学校休業等対応助成金	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合、 1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成	相談コールセンター 0120-60-3999
給付 (もらえる)	個人事業主・フリーランスで 子どもがいる場合	小学校休業等対応支援金	小学校等休校で休業したフリーランスに 1日あたり4,100円(定額) を助成	相談コールセンター 0120-60-3999
給付 (もらえる)	テイクアウトや宅配等 グループで事業の多角化に取り組み	飲食・サービス業 新型コロナウイルス対策応援事業	設備導入や販路開拓への助成(上限300万円) アドバイザーチームによる相談支援	長野県 産業労働部 営業局 026-235-7248
給付 (もらえる)	テレワーク用通信機器導入・運用に 費用が掛かった	時間外労働等改善助成金	対象：テレワークを新規に導入した中小企業者 上限額：原則100万円 補助率：1/2	テレワーク相談センター 0120-91-6479
給付 (もらえる)	業務効率化ツールと共にテレワーク ツールを導入した	IT導入補助	対象：在宅勤務制度を新たに導入した中小企業・小規模事業者等 補助額：30~450万円	サービスデザイン推進協議会
給付 (もらえる)	業販路開拓等のために取り組んだ	持続化補助金	対象小規模事業者 上限額：135万円(県からの上乗せあり) 補助率：9/10	商工会議所・商工会 県産業立地・経営支援課
給付 (もらえる)	家賃支払いが困難である	特別家賃支援給付金	無利子・無担保融資の元本返済としても活用できる家賃支援給付を実施。単月50%減の基準を前提に、3ヶ月で30%減など基準の拡大 支払った家賃の2/3 中堅・中小法人(上限50万円/月) 個人事業主(同25万円/月)を6か月分給付	
給付 (もらえる)	資金繰り支援のため クラウドファンディングを活用する	飲食・宿泊業 クラウドファンディング活用応援事業費	事態収束後に利用できる食事券等を販売する仕組みの構築を支援するため、 クラウドファンディング手数料を助成	長野県 産業労働部 営業局 026-235-7248
猶予 (延長)	消費税や法人税など納税が難しい	納税の猶予の特例	収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業主は 無担保かつ延滞税なしで納税猶予(1年間) /固定資産税は軽減措置あり	各地域税務署
猶予 (延長)	感染拡大により 期限内に確定申告が困難	税務申告・納付期限の延長	従来令和2年3月までに申告予定であった確定申告を4月16日まで延長 4月17日以降も柔軟に確定申告を受付	各地域税務署
猶予 (延長)	社会保険料が支払えない	健康保険料・厚生年金保険料が猶予	事業の休止や重しい損失があった場合に納付が 1年間猶予	健康保険協会・組合 /日本年金機構
猶予 (延長)	テナント料が支払えない	テナント料の猶予・減免	ビル賃貸事業者(貸し手)のメリットを増やすことで、賃料の猶予・減免ができる制度 (税務上の損金算入可能、国税・地方税・社保料猶予、固定資産税等の減免など)・柔軟措置の要請	国土交通省
猶予 (延長)	電気・ガス・水道など 公共料金や電話代が支払えない		支払期限を1~4か月延長	各事業者